

国内旅行中の偶然な事故によるケガや携行品損害、法律上の損害賠償責任などを補償します。

ご加入タイプ一覧

1泊2日まで (15歳未満の方が「もっと安心」プランを選択される場合はA5 A6セットのみ可能です)						
セット名	A1	A2	A5	A3(飛行機利用者のみ)	A4(飛行機利用者のみ)	A6(飛行機利用者のみ)
タイプ概要	安心プラン	もっと安心プラン	もっと安心プラン (15歳未満)	安心航空機プラン	もっと安心 航空機プラン	もっと安心 航空機プラン (15歳未満)
★死亡・後遺障害 保険金額	10,000 千円	100,000 千円	50,000 千円	10,000 千円	100,000 千円	50,000 千円
★入院保険金日額	7,000 円	20,000 円	15,000 円	7,000 円	15,000 円	15,000 円
★通院保険金日額	5,000 円	10,000 円	10,000 円	4,000 円	10,000 円	10,000 円
★賠償責任保険金額	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円
★携行品 損害保険金額	200 千円	350 千円	350 千円	200 千円	350 千円	350 千円
★救援者費用 保険金額	4,880 千円	4,520 千円	4,520 千円	4,820 千円	4,430 千円	4,430 千円
★出航遅延費用				10 千円	10 千円	10 千円
3泊4日まで (15歳未満の方が「もっと安心」プランを選択される場合はB5 B6セットのみ可能です)						
セット名	B1	B2	B5	B3(飛行機利用者のみ)	B4(飛行機利用者のみ)	B6(飛行機利用者のみ)
タイプ概要	安心プラン	もっと安心プラン	もっと安心プラン (15歳未満)	安心航空機プラン	もっと安心 航空機プラン	もっと安心 航空機プラン (15歳未満)
★死亡・後遺障害 保険金額	9,000 千円	90,000 千円	50,000 千円	9,000 千円	90,000 千円	50,000 千円
★入院保険金日額	5,000 円	15,000 円	15,000 円	5,000 円	12,000 円	12,000 円
★通院保険金日額	3,000 円	7,000 円	7,000 円	2,500 円	7,000 円	7,000 円
★賠償責任保険金額	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円
★携行品 損害保険金額	200 千円	250 千円	250 千円	200 千円	250 千円	250 千円
★救援者費用 保険金額	4,870 千円	4,650 千円	4,650 千円	4,270 千円	4,230 千円	4,230 千円
★出航遅延費用				10 千円	10 千円	10 千円
6泊7日まで (15歳未満の方が「もっと安心」プランを選択される場合はC5 C6セットのみ可能です)						
セット名	C1	C2	C5	C3(飛行機利用者のみ)	C4(飛行機利用者のみ)	C6(飛行機利用者のみ)
タイプ概要	安心プラン	もっと安心プラン	もっと安心プラン (15歳未満)	安心航空機プラン	もっと安心 航空機プラン	もっと安心 航空機プラン (15歳未満)
★死亡・後遺障害 保険金額	7,000 千円	75,000 千円	50,000 千円	6,000 千円	72,000 千円	50,000 千円
★入院保険金日額	4,000 円	10,000 円	10,000 円	3,500 円	10,000 円	10,000 円
★通院保険金日額	2,000 円	5,000 円	5,000 円	2,000 円	5,000 円	5,000 円
★賠償責任保険金額	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円
★携行品 損害保険金額	200 千円	250 千円	250 千円	200 千円	250 千円	250 千円
★救援者費用 保険金額	4,250 千円	4,540 千円	4,540 千円	4,820 千円	4,720 千円	4,720 千円
★出航遅延費用				10 千円	10 千円	10 千円

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	$\text{保険金額}(\ast)$ の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額(＊)からその額を差し引いてお支払いします。 (＊)保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等(注1)を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等(注1)を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(注1)を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注3) ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故(注4) ⑬被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 乗用具(注5)を用いて競技等(注6)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等(注1)を用いて道路上で競技等(注6)をしている間」の事故は保険金をお支払いします。) イ. 乗用具(注5)を用いて競技等(注6)を行うことを目的とする場所において、競技等(注6)に準ずる方法・態様により乗用具(注5)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(注6)に準ずる方法・態様により、自動車等(注1)を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等(注1)を用いて競技等(注6)をしている間または競技等(注6)に準ずる方法・態様により自動車等(注1)を使用している間 ⑭むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注7) ⑮入浴中の溺水(注8)(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ⑯誤嚥(えん)(注9)によって発生した肺炎 など
後遺障害保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	$\text{保険金額}(\ast) \times$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) </div> ※保険期間を通じ、合算して保険金額(＊)が限度となります。 (＊)保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	
入院保険金	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	$\text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術(＊)を受けた場合 (＊)手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(注10)に該当する診療行為(注11)	①入院中(注12)に受けた手術 $\text{入院保険金日額} \times 10$ ②上記①以外の手術 $\text{入院保険金日額} \times 5$ ※1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	
通院保険金	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(＊)した場合 (＊)通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。	$\text{通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等(注13)を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>賠償責任保険金 ★賠償責任補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>被保険者が国内旅行中の偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>※被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の国内旅行中の行為により発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、その親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>+</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>-</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>-</p> <p>免責金額(注14)(0円)</p> <p>※1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、次のいずれかの場合は、当社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※補償内容が同様の保険契約(国内旅行傷害保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認し、ご契約の可否を判断のうえ、ご契約ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意</p> <p>②被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2)</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(*)。ただし、宿泊施設の客室(注15)に与えた損害は、お支払いの対象となります。</p> <p>⑦被保険者と同居する親族(注16)および旅行行程(注17)を同じくする親族(注16)に対する損害賠償責任</p> <p>⑧航空機、船舶・車両(原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。)、銃器(空気銃を含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑩上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 など</p> <p>(*) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>国内旅行中の偶然な事故により、被保険者が携行している身の回り品(*)に損害が発生した場合</p> <p>(*)身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額(注14) (1回の事故につき3,000円)</p> <p>※損害の額は、修理費用または時価額(注18)のいずれか低い方が限度となります。</p> <p>※保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>※損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)または通貨もしくは小切手については1回の事故につき合計5万円が限度となります。</p> <p>※損害による価値の下落(格落損)は損害の額には含めません。</p> <p>※補償内容が同様の保険契約(国内旅行傷害保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等(注1)を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等(注1)を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(注1)を運転している間</p> <p>③携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>④携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または携行品の汚</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		<p>を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。</p>	<p>損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑤偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的故障等。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</p> <p>⑥携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</p> <p>⑦携行品の置き忘れまたは紛失</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2)</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2)別記の「補償対象外となる主な『携行品』」に損害が発生した場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="text-align: center;">救援者費用等 保険金 ★救援者費用等補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>救援対象者(*1)が国内旅行中に次のいずれかに該当し、被保険者(*2)が捜索救助費用等を負担した場合</p> <p>①救援対象者(*1)が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者(*1)の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③救援対象者(*1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p> <p>(*1)救援対象者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。</p> <p>(*2)この特約の被保険者は、保険契約者、救援対象者(*1)および救援対象者(*1)の親族(注16)となります。</p>	<p><u>救援者費用等の額</u></p> <p>救援者費用等の額とは、被保険者が負担した次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。</p> <p>ア. 遭難した救援対象者を捜索、救助または移送する活動に要した費用(*1)</p> <p>イ. 救援者(注20)の現地(注21)までの1往復分の交通費(救援者(注20)2名分まで)(*2)</p> <p>ウ. 救援者(注20)の現地(注21)および現地(注21)までの行程での宿泊料(救援者(注20)2名分かつ1名につき14日分まで)(*2)</p> <p>エ. 死亡したまたは治療を継続中の救援対象者を現地(注21)から移送する費用</p> <p>オ. 諸雑費(救援者(注20)または救援対象者が現地(注21)において支出した交通費・通信費等をい、3万円が限度となります。)</p> <p>(*1)山岳登山中の遭難に伴う捜索、救出または移送に要した費用については、別途「遭難捜索費用補償特約」をセットした場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(*2)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払する場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後に現地(注21)に赴く救援者(注20)にかかる費用は含みません。</p> <p>※保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>※補償内容が同様の保険契約(国内旅行傷害保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、救援対象者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等(注1)を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等(注1)を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(注1)を運転している間</p> <p>④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦救援対象者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2)</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注7)</p> <p>⑬救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 乗用具(注5)を用いて競技等(注6)をしている間(ウ.に該当しない「自動車等(注1)を用いて道路上で競技等(注6)をしている間」の事故は保険金をお支払いします。)</p> <p>イ. 乗用具(注5)を用いて競技等(注6)を行うことを目的とする場所において、競技等(注6)に準ずる方法・態様により乗用具(注5)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(注6)に準ずる方法・態様により、自動車等(注1)を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等(注1)を用いて競技等(注6)をしている間または競技等(注6)に準ずる方法・態様により自動車等(注1)を使用している間</p> <p>⑭別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
			事故(注4) ⑮入浴中の溺水(注8)(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ⑩誤嚥(えん)(注9)によって発生した肺炎 など
出航遅延、欠航、搭乗不能費用 保険金 ★航空便遅延費用補償特約(国内旅行特約用)	被保険者が、搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休またはその航空会社の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能(ダブルブッキング等)が発生し、その航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便を利用できない場合	<u>出航遅延費用等(*)の額</u> (*)出航遅延費用等とは、代替となる航空便が利用可能になるまでの間に出航地において被保険者が負担した食事代金をいいます。 ※保険金のお支払額は、1回の出航遅延、欠航、運休または搭乗不能について、出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金額が限度となります。 ※補償内容が同様の保険契約(国内旅行傷害保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注2) ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 など

●この保険には、「国内旅行傷害保険特約」がセットされるため、上記表の各保険金欄には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。

●国内旅行傷害保険の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程(注17)を開始する前および旅行行程(注17)を終了した後に発生した事故はお支払いの対象となります。

●乗客として搭乗する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。

●【保険責任の範囲に関するご注意】

次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガに対しても保険金をお支払いします。

ア. 旅行行程(注17)中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(*)が通常の航路により日本国外を通過する場合

イ. 旅行行程(注17)中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(*)に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合

(*)航空機または船舶とは、日本国内から出発して日本国内に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを含みません。

●すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

<補償対象外となる主な「携行品」>

株券、手形、定期券、有価証券(乗車券等、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書・貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状(印章は補償の対象となります。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車等(注1)およびこれらの付属品、下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ(市販されていないものをいいます。)

<補償対象外となる運動等>

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

(*2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(*3)職務として操縦する場合は含みません。

(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

(注1)自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

(注2)テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。

(注3)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

(注4)「運動危険等補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

(注5)乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。

(注6)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

(注7)医学的他覚所見のないものとは、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注8)溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注9)誤嚥(えん)とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること

をいいます。

(注10)先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

(注11)先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。)

(注12)入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

(注13)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。

(注14)免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

(注15)客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(注16)親族とは、6親等内の血族、配偶者(*)および3親等内の姻族をいいます。

(*)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。(注17)旅行行程とは、保険証券記載の旅行の目的をもって住居を

出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

(注17) 旅行行程とは、保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

(注18) 時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額(*)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

(*) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取

得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

(注19) 捜索者とは、遭難捜索対象者を捜索、救助または移送する活動に従事した方をいいます。

(注20) 救援者とは、救援対象者の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地(注21)へ赴く救援対象者の親族(注16)(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。

(注21) 現地とは、事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (国内旅行傷害保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が国内旅行中に事故によりケガをされた場合(*)に保険金をお支払いします。

(*) 国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ加入申込票の保険期間欄に記載された保険期間中のケガを補償します。

(注)次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガに対しても保険金をお支払いします。

ア. 旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。)が通常

の航路により日本国外を通過する場合

イ. その航空機または船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すること

のできない事由により日本国外に出た場合

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1か月以内で旅行期間に合わせて設定してください。この保険は、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りになるまでを補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了しますのでご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の①~②にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本ご案内の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明 (国内旅行傷害保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は株式会社日本案内通信が保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

●他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご加入後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約（*）を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約（*）しなければなりません。

- ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約（*）を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

（*）解約する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の複数契約（国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。^{（注）}

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセッ

トしている場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
国内旅行傷害保険 賠償責任補償特約（国内旅行特約用）	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。

ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前または旅行行程を終了した後に発生した保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- ・解約返れい金を返還させていただく場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

7. 包括契約の仕組み

この保険は株式会社日本案内通信が保険契約者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に払込みいただきます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。


9. 保険会社破綻時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

三井住友海上火災保険株式会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

この保険商品に関する お問い合わせは		三井住友海上へのご相談・ 苦情・お問い合わせは	万一、事故が起こった場合は
【代理店・扱者】		「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料) こちらからアクセスできます。 「チャットサポートなどの各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/	遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料) 事故は いち早く
J保険グループ株式会社 TEL: 06-6348-8889			

指定紛争解決機関	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
<p align="center">一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</p> <p align="center">[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)] ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html 	

＜ 保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の●を付した書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。

- (注1) 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。
(注2) 損害賠償請求権者が引受保険会社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」と同様です。
(注3) 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償の種類		
書類の例		ケガに関する補償	相手への賠償	その他の補償(*)
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●	●
(2) 引受保険会社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	引受保険会社所定の同意書（医師や公的機関に照会し説明を求めることについての同意を含みます。）、事故原因・損害状況に関する写真・修理業者からの報告書 等	●	●	●
(3) 被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証（写）、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書等	●	●	●
(4) 診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院（・通院）状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書 等	●	—	—
(5) 公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設管理者、勤務先等の事故証明書 等	●	●	●
(6) 死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本等	●	—	—
(7) 後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等	●	—	—
(8) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物破損（破損財物の使用不能による間接損害を含む）の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本 等 修理見積書・領収書、取得時の領収書、建物登記簿謄本、賃貸借契約書、決算書類、事故前後の売上計画・実績 等 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書、争訟費用等に関する領収書の明細 等	—	●	—
(9) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ②（企業等の災害補償規定等特約をセットした契約の場合） 受給者と被保険者が異なる場合、受給者と被保険者の関係を証する書類 ③保険の対象の価額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払い通知書、労災支給決定通知 等 戸籍謄本、住民票、政府労災「遺族補償年金支給請求書（写）」、受取人の社内使用の「家族名簿」 等 取得時の領収書 等	●	●	●

(*) 携行品に関する補償、事業主費用に関する補償、航空便遅延費用に関する補償などをいいます。